

【記入例・一部早期給付申請】

都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割非課税世帯

令和 3 年 4 月 10 日

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業
第12条規定の支給方法について同意し、同要綱第

保護者の氏名を記入してください。

申請者住所 (保護者等)	〒 163 - 8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL 03 (5320) 1111	ふりがな 申請者氏名 (保護者等)	とうきょう たろう 東京 太郎
該当区分 ※いずれかにレ点を 付けてください。	<input type="checkbox"/> 生活保護（生業扶助）受給世帯 → 【1】と裏面の【2】及び【4】を記載してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯 → 【1】と裏面の【2】、【3】及び【4】を記載してください		

【1 対象となる高校生等について】

高校生本人の氏名を記入してください。

ふりがな	とうきょう いちろう	生年月日	昭和 平成
氏名	東京 一郎		

在学する学校	学校の名称	東京都立東京高等学校		
	学校の種類・課程・学科：高等学校（定時制）			
学校の所在地	東京都 新宿	市 区 町 村	西新宿9-8-1	
在学期間	令和 3年 4月 7日 ~	年 月 日		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類： 課程：全・定・通・専 学年制・単位制 学科：
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明		
	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類： 課程：全・定・通・専 学年制・単位制 学科：
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明		

【学校使用欄】

(提出書類のチェック)

- 東京都高等学校等奨学給付金受給申請書（本様式）
- 収入に関する証明書（下記のいずれか）
 - 生活保護受給証明書
 - 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
※ 生活保護受給証明書により、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合は、提出不要。
 - 個人番号カードの写し
 - 通知カードの写し
 - 個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書の写し
 - 当該年度の住民税（非）課税証明書等
 - 基準日現在、保護者等が都内に住所を有していることが分かる書類（住民票写し又は住民票記載事項証明書）
 - 基準日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが分かる書類（健康保険証の写し等）
 - 口座振替依頼書及びその記載内容が確認できる通帳の写し
 - その他の必要書類（在学証明書、充当委任状等）

学校番号	
授業料年度	
課程コード	
生徒マスター番号	

(裏面へ続く)

【2 保護者等の収入の状況について】 (1) から (3) までのうち、該当する□にレ点を付けてください。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/>	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書（以下のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生業扶助受給の証明ができる生活保護受給証明書 ・ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
--------------------------	--

(2) 次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）又は課税証明書等を提出します。

	個人番号 カード等	課税証 明書等	
ア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
イ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等
ウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当する欄にレ点を付けてください。 されている場合は、全員分 （親権者が行方を失つて、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 <ul style="list-style-type: none"> ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
オ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人

(1) 又は(2)において、証明書等を提出します。
早期給付の場合は令和2年1月1日)

保護者の氏名を記入してください。

※この記入例の場合は保護者が一人のため、保護者一人のみ記入します。

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
東京 太郎	父		
東京 都道府県	新宿 市区町村	都道府県	市区町村

(3) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
--------------------------	--

【3 扶養親族等の状況について】 非課税世帯（【2】の(2)又は(3)にレ点を付けた場合）は、記入してください。

扶 養 つ し い て て い る ※お	続柄	氏名	生年月日	学校名・職業等	課程 (高校生等の場合記入)
	第1子	東京 花代	昭平15年6月2日	私立江戸高等学校3年	<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外
	第2子	東京 一郎	昭平17年10月1日	都立東京高等学校1年	<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外

令和3年4月1日現在、扶養している兄弟姉妹と高校生の氏名等を記入してください。
15歳（中学生を除く。）以上23歳未満とは、平成10年4月3日から平成18年4月2日までの間に生まれたことを指します。

いる兄弟姉妹

- ・ 7月1日（新入生の一部早期給付の場合は4月1日）現在高校生である兄弟姉妹

※ 「続柄」欄に、年長の順に第1子、第2子と記入してください。

※ 兄弟姉妹が「奨学のための給付金」の申請を行う場合、提出する申請書の扶養親族欄には、必ず同じ状況を記載してください。

必ず内容を確認の上、レ点を付けてください。

【4 申請の状況について】

(1) 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
<input checked="" type="checkbox"/>	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(2) 非課税世帯（【2】の(2)）必ず内容を確認の上、レ点を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	私の世帯は、7月1日（新入生の一部早期給付の場合は4月1日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。
-------------------------------------	---